

予 約 制



新座一日合同行政相談所

弁護士などの専門家が無料で相談に応じます！（要予約）

日時

10月28日(火) 12時40分～16時

場所

新座市民会館 2階 会議室
(埼玉県新座市野火止1丁目1-2)

参加
機関

法務局・労働局・埼玉県・年金事務所・
弁護士・税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・
行政相談委員・関東管区行政評価局

予約

● 受付期間：

10月20日(月)～10月24日(金) 10時～16時

● 予約先：関東管区行政評価局

TEL 050-5896-9082 又は 050-3649-9770

※ 予約電話が混み合い、つながりにくい場合があります（特に予約開始初日）。

※ 相談時間は25分です。予約制ですので、厳守をお願いいたします。

裏面もお読み
ください

このような困りごとはありませんか？

相 続：不動産の名義変更手続、遺言など
税 金：相続・贈与税の計算、申告方法など
年 金：国民年金や厚生年金の制度、受給手続など
法律問題：家庭問題、労働問題など
そ の 他：国の行政機関の業務に関する相談など



【主催】総務省 関東管区行政評価局

【後援】埼玉県 【協力】新座市、埼玉行政相談委員協議会

※予約受付期間前のお問い合わせは、関東管区行政評価局 TEL 048-600-2311まで(平日10時～16時)

<予 約>

- 予約時に、①氏名、②電話番号、③相談概要をお伺いします。
- 予約電話が混み合い、つながりにくい場合があります（特に予約開始初日）。ご理解いただきますようお願いいたします。
- 定員に達し次第、予約の受付を終了させていただきます。

<相談時間>

- 相談時間は25分です。予約制ですので、厳守をお願いいたします。
- 予約された方は、事前に相談内容を整理の上、ご来場ください。

<その他>

- 公共交通機関を利用してのご来場にご協力ください。
- 荒天等の場合には、中止とさせていただく可能性もございます。あらかじめご承知おきください。

東武東上線 利用の場合

- 志木駅下車（南口のりば：1・2） → バス「ひばりが丘駅北口」行き（乗車約14分）
- 朝霞台駅下車（南口のりば：2） → バス「東久留米駅」行き（乗車約17分）

西武池袋線 利用の場合

- ひばりが丘駅下車（北口のりば：2） → バス「志木駅南口」行き（乗車約18分）
- 東久留米駅下車（東口のりば：1） → バス「朝霞台駅」行き又は「新座駅南口」行き（乗車約18分）

JR武蔵野線 利用の場合

- 新座駅下車（南口のりば：3）
→ バス「東久留米駅」行き（乗車約8分）

※ バスは全て『西武バス』で、
『新座市役所前』下車してください。
（バス停から徒歩4分）



- ◆ 行政相談は、国の行政機関等の業務に関する苦情、意見・要望等を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかす仕組みです。
- ◆ 行政相談は、総務省行政相談センターのほか、総務大臣により委嘱される行政相談委員が受け付けています。
- ◆ 埼玉県内の相談窓口はこちら↓



行政相談センターきくみみ埼玉
（関東管区行政評価局）ホームページ

きくみみ埼玉



総務省行政相談センター